

 発行所
 社会保険労務士法人 T&M
 業務内容

 〒462 - 0844
 名古屋市北区清水5 - 9 - 5
 TEL:052 - 990 - 8877
 FAX:052 - 918 - 7877

 http://www.sr-tm.jp
 E-mail: info@sr-tm.jp
 発行人

就業規則・賃金規程・退職金規程・パート就業規則・嘱託規程 労働時間管理・残業削減コンサル・サービス残業対策 各種労使協定等の作成・届出 助成金の支給申請 嘱託最適賃金提案・メンタルヘルス対策・社長の在職老齢全額受給 健保・厚年・雇用・労災の手続 ASP給与計算(低価格)

CONTENTS

page

- 1 時間外労働の上限規制、勤務間インターバルなど 法案づくりに着手。平成 31 年度の導入へ

4 TOPICS

- ●長時間労働に関する企業アンケート
- ●正社員登用制度、登用実績はある?
- 支払請求の時効5年に統一。賃金の時効は?
- ●パート・アルバイト時給調査、
 - 三大都市圏で平均 1,002 円。過去最高の伸び

- 6 すっきりわかる。雇用保険 育休中にスキルアップしたい。 教育訓練給付は使える?
- 7 人事労務の法律ミニ教室 社員の奨学金返済を支援して人材確保につなげたい
- 8 ブラックバイトなんて言わせない 学生アルバイトを正しく雇おう 学生にはさせてはいけない仕事がある

8 労務ひとこと 年金の受給資格期間が25→10年に短縮

時間外労働の上限規制、勤務間インターバルなど 法案づくりに着手。平成31年度の導入へ

労働政策審議会は6月5日、時間外 労働の上限規制等について報告書をま とめ、厚生労働大臣に提出しました。

この報告書をふまえて厚生労働省は 労働基準法等の改正案を作成し、秋の 臨時国会に提出する方針です。平成 31 年度の導入を目指すとしています。

報告書の主な内容は次の3点です。

①時間外労働の上限規制

報告書では、時間外労働の上限は原 則「月 45 時間かつ年 360 時間」とし、 罰則を設けるべきとしています。

ただし、繁忙期など特別な事情があ る場合は年6回まで上限を超えて働 かせることができるが、その場合でも 次の①~③すべてを満たす必要がある としています。

①年720(月平均60)時間以内
 ②休日労働を含み1ヵ月100時間未満
 ③休日労働を含み2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月、5ヵ月、6ヵ月の平均で、いずれにおいても80時間以内

②勤務間インターバル

労働者の健康確保のために「勤務間 インターバル」の規制を設けるべきで はないかという議論もありました。

勤務間インターバルとは、生活時間 や睡眠時間を確保するために、前日の 終業時刻から翌日の始業時刻まで一定 の休息時間を確保しなければならない という制度です。 報告書では、勤務間インターバルに ついて、企業に制度導入の「努力義務」 を課すのが適当としています。

③長時間労働に対する健康確保措置

現在の法律では、時間外労働が「月 100時間超」の労働者から申出があっ た場合、企業は労働者に、医師による 面接指導を受けさせる義務がありま す。

報告書では、この時間数を改正し、 「月 80 時間超」とすべきと指摘して います。



特集 無断欠勤を繰り返す、協調性がない・・・ 問題社員のトラブル、どう対応すればいい?

社員の問題行動に悩まされている企業は多いでしょう。ただし、経営者が「辞めてしまえ」と短気を起こすと大きなト ラブルになることがあります。場合によっては、いきなり労働組合から団体交渉の申し込みがあったり、上司のパワハラ で出勤できなくなったと翌日から出てこなくなったりすることもあります。今回は特に対応が難しい、いわゆる「問題社 員」にどう対処するべきか、見ていきましょう。

社員の問題解決に簡単な方法なし

いわゆる「問題社員」とは、普通は 言って聞かせれば改善されるようなこ とを何度言っても改めない、やる気が ないのかと思っていると、そういう人 ほど辞めずに残っている。そんな経営 者泣かせな社員です。

しかし、人は誰でも長所と短所があ るものです。仕事の丁寧な人は比較的 仕事が遅いし、サービス精神旺盛な人 はおしゃべりだったりします。誰でも すぐに問題社員だと決めつけていては 人を育てることはできません。注意す る側の指導方法が間違っていないかも 考えて、根気よく問題解決に取り組む べきだということを確認し、進めてい きましょう。

「問題社員」の問題行動

最近の問題社員の問題行動という と、上司の指導方法が悪いと何でもパ ワハラ発言だと言って従わない、逆に 実際にパワハラ・セクハラをおこない 部下からの苦情が絶えない、無断欠勤



を繰り返す、職場での協調性に欠け る、仕事についていけない、そのよう なもので雇用の継続が難しいと思われ るケースです。

簡単に解雇はできない

経営者としては、問題社員を排除し て、早く悩みを解決したいと考えるで しょう。しかし、労働者の解雇は簡単 ではありません。

当然解雇できるだろうと思うような 問題行動があったとしても、裁判では 解雇無効と判断されることがあるので す。

解雇については、裁判で確立してき た「解雇権濫用法理」というものがあ ります。これは、「客観的に見て合理 的な理由と社会通念上の相当性が認め られなければ権利濫用により解雇が無 効になる」というものです。現在は、 労働契約法に明文化されています。

たとえば、代表的な事件では、ラジ オニュースを担当していたアナウン サーであった労働者が、2週間に2度、 宿直勤務を寝過ごし、定時ニュースを 10分間ほど放送できなくなったとい うものがあります。労働者はすぐに上 司へ報告せず、後で報告した際も事実 と異なる内容であったため、放送局は 労働者を解雇しました。

最高裁の判決では、行為については 就業規則の解雇自由に該当するとしな がらも、「事故についてその労働者だ けを責めるのは酷である」「放送の空 白時間はさほど長くない」などの理由 から、解雇は過酷過ぎるとして解雇無 効と判断しています。

他にも、飲酒運転であるとか、会社 を誹謗中傷したとか、多くの人がひど いと思うような行為であっても、解雇 無効になることはあるのです。

それが、たとえ就業規則に解雇事由 として書かれている「労使の契約事項」 であったとしても、当然に労働者を解 雇できるのではなく、解雇が権利濫用 となっていないかが判断されます。

他の労働者の取り扱いとの均衡を欠 く場合なども解雇無効となることがあ ります。たとえば、他の社員が遅刻し ても厳しく罰していないのに、特定の 人だけ問題にして解雇した場合などは 認められないということです。

軽微な行為を繰り返す

遅刻等の軽微な行為は、解雇がな かなか認められません。ただし、再 三の注意指導にもかかわらず繰り返 しおこなわれた場合は、認められる ケースもあります。

ある裁判例では、労働者が6ヵ月 間に24回の無断遅刻と14日間の 無断欠勤をし、上司が再三注意した うえ始末書を提出させましたが改ま らず、無断遅刻等が繰り返されまし た。その後も訓戒処分などをおこな いましたが、翌月に再び無届欠勤・ 遅刻をしたため会社が懲戒解雇し、 裁判で争われることとなりました。 判決では、上司の度重なる注意訓戒 にもかかわらず無断の遅刻・欠勤を 繰り返したことなどから、懲戒解雇 を認めています。

根気強く注意・指導

よく、やめさせたい労働者をひどく 怒鳴りつけたり、「追い出し部屋」と 呼ばれる孤立した環境で仕事もさせず に放置するといったことを聞きます が、このような方法は逆効果になる場 合があります。

もしも最終的に解雇することになっ ても、それが裁判になったとき、解雇 を認められるには、どれだけ会社が労 働者の雇用継続に努力したのかがポイ ントになるのです。

つまり、会社が何度も時間をかけて 問題社員の注意・指導に努力したにも かかわらず、なお社員の行動が改善さ れないのであれば、裁判官も解雇せざ るを得なかったと認めることになりま す。

同僚とトラブルになるなど協調性不 足の場合、配置転換によって人間関係 をやり直す機会を与えることも有効で す。自分ではなく上司や同僚が悪いの だと主張してくることもありますが、 配置転換後も同様のトラブルを繰り返 すときは、本人に問題があるというこ とが確認できます。

協調性の不足

少し自己主張が激しいなどの協調 性不足は、本来、担当業務をしっか りこなしているのであれば問題とし づらいものです。

ある裁判例では、労働者が同僚や 上司へ不適切な言動を繰り返し、上 司の注意も聞きませんでした。この 事件では、労働者が刃物を使って人 を傷つけることまでしていたため、 解雇有効となっています。 このように、協調性不足の者は、 業務命令違反など協調性以外の原因 により解雇が認められるケースが多 いといえます。

改善されなければ重い処分へ

懲戒処分として始末書の提出などを 求めておくことも事実の証明として有 効です。軽微な行為の段階であれば「け ん責」などの軽い処分とし、それが改 善されず繰り返されれば、降格や出勤 停止などの重い処分も認められる場合 が出てきます。

単に口頭の注意ではいつものことと 聞き流すような人も、懲戒処分となれ ば真剣に受け止めることになるでしょ う。社員の行動を会社が問題視してい ることを伝えることになります。

解雇の前に退職勧奨を試みる

何度も注意をしてもなお改善され ず、雇用の継続が無理であると考えら れた場合も、いきなり解雇するのでは なく、まずは「退職勧奨」を試みるべ きでしょう。

退職勧奨とは、会社が労働者に退職 を促すことです。労働者が応じた場合 は労使の合意による労働契約の解消で すから、解雇にあたらず(雇用保険で は事業主都合による離職となります)、 あとで裁判で争うリスクも減らすこと ができます。

労働者が退職に応じるとは限りませ んが、経営者がこのまま雇用を続ける ことが困難だと考えていることを伝え ることはできます。

このような話し合いにおいては、感 情的になって言い過ぎてしまったりす ると、あまり良い結果になりません。 しかし、経営者が真剣に話すことで、 本人が退職に応じるケースも少なくあ りません。また、金銭等の条件を提示



することで合意する場合もあります。

ただし、方法を間違うと「退職を強 要した」と判断されることもあります。 執拗に何度も退職を迫ったり、長時間 説得し続けるといったことはしてはな りません。最終的な退職の合意は、本 人に考える時間を十分与えて決めさせ ましょう。

解雇は最終手段

このように、まずは雇用が継続でき るよう努力し、なお改善されず、雇用 を続けることができないと判断したと きは、退職勧奨。それもダメなら解雇 を検討します。

解雇には、「普通解雇」「懲戒解雇」 がありますが、懲戒解雇の方が退職金 の扱い(不支給や減額)などから争い になりやすく、裁判で認められるハー ドルも高いと言えます。そのため普通 解雇を検討する方が無難なケースが多 いでしょう。

やはり解雇となれば裁判を視野に入 れておくべきです。注意・指導の段階 から経緯を詳しく説明・証明できるよ う、早い段階から問題社員の情報が人 事部に届くようにするなど、トラブル への対応方法は社内へしっかり周知し ておきましょう。

TOPICS



東京商工リサーチが全国の企業を対 象に「長時間労働」に関するアンケー トを実施しました。今年2月にイン ターネットによる調査を実施したもの で、有効回答は1万2,519社でした。

仕事の積み残し・受注減少を懸念

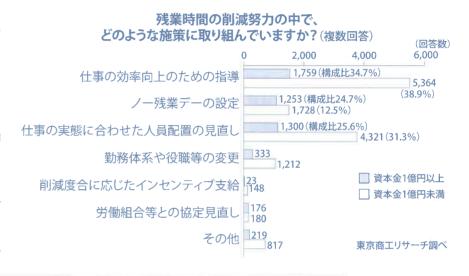
残業の有無について、「恒常的にあ る」と答えた企業は全体の57.3%、 「時々ある」が36.4%、合計すると9 割超の企業で残業がおこなわれている ことになります。

残業時間に上限を設けるよう、労働 基準法の見直しが進められているとこ ろですが、「残業時間の上限が決まり、 現在より労働時間が短縮する場合に予 想される影響は何か」たずねたとこ ろ、トップは「仕事の積み残しが発生

する」(28.9%) で2位以下を引き離 しています。以下、「受注量(売上高) の減少」(16.0%)、「従業員の賃金低 下」(14.1%)が続いています。

「ノー残業デー」規模により格差

残業削減の努力をしている企業は全 体の約8割でした。どのような残業削 減に取り組んでいるかたずねたとこ ろ、グラフのような結果となりました。 回答数で見ると、上位は「仕事の効 率向上のための指導」、「仕事の実態に 合わせた人員配置の見直し」、「ノー残 業デーの設定」と企業規模に関係なく 同じ回答が並んでいますが、構成比で 見た場合、「ノー残業デーの設定」は 規模により約2倍の開きがあり、人 手不足で余裕の乏しい中小企業等では ノー残業デーの設定は困難な実態を示 しています。



正社員登用制度、登用実績はある?

厚生労働省が、労働経済動向調査(平 成29年2月)の結果を公表しました。 この調査は四半期ごとに実施している ものですが、今回は特別項目として「正 社員以外の労働者から正社員への登用 の状況」についても調査しています。 30人以上規模の事業所を対象に実施 し、有効回答は2.963 事業所でした。

半数の企業で登用実績あり

正社員以外の労働者から正社員へ の「登用制度がある」事業所は全体の 68%でした。

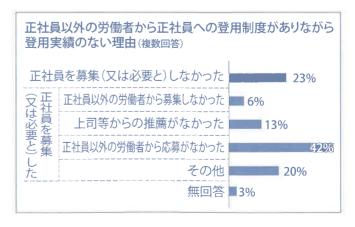
登用制度の有無にかかわらず、過去 1年間に「登用実績がある」事業所の 割合は全体の 50%。産業別にみると 「医療・福祉」(65%)、「生活関連サー ビス・娯楽業」(64%) で多くなって います。逆に登用実績が少ない産業は 「建設業」(31%)、「金融業・保険業」 (37%) でした。

制度があるのに登用実績がない理由

正社員への登用制度がありながら、

 がなかった」が 42%で最多でした (グ ラフ参照)。

今後の方針については、「登用制度 あり」の事業所では「登用していきた い」(64%)が最も多く、「登用制度 なし」の事業所では「現在のところ未 定」(58%)が最多でした。



TOPICS



契約や支払いのルールを定めた民法 の規定(債権法)の改正案が5月26 日に成立、6月2日に公布されまし た。公布後3年以内に施行される予定 です。今回の改正は、120年ぶりの 大改革と言われています。

「知ってから5年」に統一

中でも注目されているのが債権の消 滅時効です。民法では、債権は10年 間行使しない場合は時効により消滅す ると定められており、原則的な消滅時 効は10年でした。

ただし、例外がたくさんあり、図の ように職業別にさまざまな「短期消滅 時効」が定められていました。

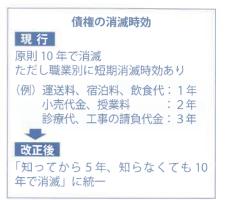
しかし、職業別の短期消滅 時効については不合理性が指 摘されていたほか、原則的な 10年は長すぎるとして、こ のたび大きく改正されることになりま

改正後は、短期消滅時効は廃止され、 債権の消滅時効は「知ってから5年、 知らなくても10年|に統一されます。 債権が発生したことを知らなかったと いうケースはまれなので、基本的には 「5年」ということになるでしょう。

賃金の消滅時効は?

した。

ここで気になるのが賃金の消滅時効 です。民法の短期消滅時効では、賃金 債権の消滅時効は1年となっていまし たが、これでは労働者の保護に十分と はいえないため、労働基準法で「賃金 は2年、退職金は5年」の消滅時効が



定められています。

今回の民法改正によって短期消滅時 効が廃止され、すべて「5年」になり ますが、労働基準法は「2年→5年」 に変更される予定はありません。つま り、賃金の消滅時効は「2年」のまま です。

ただし、この逆転現象を疑問視する 声もあり、今後5年に改正される可能 性がないとは言い切れないため注意が 必要です。

ペート・アルバイト時給調査、 E大都市圏で平均 1,002 円。過去最高の伸び

大分類	小分類	平均時給	前年同月比(増減額)	大分類	小分類	平均時給	i
販売・ サービス	レジ	943	20		物流作業	995	Γ
	販売	957	12		構内作業(フォークリフト等オペレータ)	1,127	Γ
	アパレル販売	972	12		ドライバー・配送・デリバリー	1,021	ſ
	化粧品販売	1,003	▲172	製造·物	ドライバー(中型・大型・バス・タクシー)	1,080	1
	コンビニスタッフ	924	28	流·清掃	清掃・洗浄・クリーニング	994	Ĩ
	カラオケボックススタッフ	973	11		警備員・監視員・パーキングスタッフ	1,021	[
	CD・ビデオレンタルスタッフ	882	15		ビルメンテナンス・施設管理	1.044	
	ホールスタッフ(パチンコ・遊技場)	1,220	30		ガソリンスタンドスタッフ	964	F
	レジャー施設業務全般	1,001	23		受付	987	Γ
	ホテルフロント	1,031	31		一般事務	1,021	
	ホテルスタッフ	971	23		営業事務・営業アシスタント	1,052	
	宿泊施設関連(旅館・民宿)	民宿) 957		事務	電話応対	1,036	Γ
	冠婚葬祭スタッフ	1,032	18	争窃	コールセンタースタッフ	1,255	Ī
	イベントスタッフ(設営・運営等)	1,080	28		データ入力	1,151	Ī
	チラシ・パンフレット配布	1,074	68		医療事務	970	Γ
	キャンペーンスタッフ	1,185	2		財務·会計·経理系職	1,019	
フード	ホールスタッフ(飲食店)	980	19	営業	営業	1,126	Γ
	料理店・レストラン・他	977	17	日未	テレフォンアポインター	1,210	
	居酒屋・バー	991	26		看護師	1,685	
	調理・コック・板前(見習含む)	962	18		歯科衛生士·歯科技工士	1,391	
	料理店・レストラン・他	958	16		歯科助手	979	
	居酒屋・バー	983	24		医療関係技術者	1,058	1
	ファストフード	953	15		介護スタッフ	1,019	
	パン職人・パティシエ	944	30	専門職	訪問介護員(ホームヘルパー)	1,169	
	洗い場・パントリー	961	24	≺y ⊺ J4₩	介護福祉士	1,140	
製造•物 流•清掃	食品製造·販売	949	26		美容師·理容師	1,031	
	組立工	999	15		エステ・ネイル・マッサージ	1,006	
	製造・生産(重工業除く)	1.016	36		スポーツインストラクター	968	
	メカニック(修理・整備士)	1,170	195		塾講師	1,282	
	品質管理・検査	970	9		保育士	1,047	

株式会社リクルートジョブズは、 今年4月度の「アルバイト・パー ト募集時平均時給調査」の結果を公

表しました。

前年同日比

(増減額)

63 24

30

19

40

32

41

21

18

16

1

30

36

44

14

10 ▲15

A10

A114

A13

三大都市圏(首都圏・東 海・関西)の平均時給は 1.002 円で、前年同月より 25円増となりました。調 査開始以来、過去最高の伸 びとなっています。

職種別では「事務系」「販 売・サービス系|「製造・ 物流・清掃系」など4職種 で前年同月比プラスとなっ ています。

エリア別では、首都圏の 平均時給が1.044円(前 年同月比+26円)、東海 は944円(同+24円)、 関西は 961 円(同+21円) となりました。



により、1年ほど業務から遠ざか るため、スムーズに復職できるか 心配しています。休業中に業務に 関連した勉強をして、復職に備え たいそうですが、教育訓練給付制 度は利用できますか。

	支給要件期間	給付率	上限	
一般教育訓練	雇用保険被保険者期間 3年以上 (初回のみ1年以上)	20%	10 万円	
	10 年 以上	原則 40% (50% [*])	年 32 万円×3 年 (年40万円×3年 [*])	
専門実践教育訓練	10年以上 (初回のみ2年以上)	資格取得等の上で職 に就いている場合 60% (70% [*])	年 48 万円× 3 年 (年56万円× 3年 [*])	

雇用保険の「教育訓練給付制度」 は、雇用保険の加入期間が通算 で3年(初めて支給を受ける場合は1 年)以上あれば、育休中でも利用でき ます。

経理課への職場復帰に備えて教育訓 練制度を利用するなら、簿記検定や ファイナンシャルプランナーの講座を 受講するのもよいでしょう。さらに専 門的な資格に挑戦するなら、税理士資 格を目指すこともできます。

教育訓練給付金は2種類

教育訓練給付は、仕事に必要な資格 や技術を習得するために自費で講座を 受講し、修了した場合に、雇用保険か ら受講料の一部を補助してくれる制度 で、「一般教育訓練給付」と「専門実 践教育訓練給付」の2種類があります。

表のように、それぞれ受給できる要 件や金額が違います。

どんな講座が対象?

教育訓練給付の対象となる講座は、 厚生労働大臣の指定を受けていること

教育訓練講座検索システム http://www.kyufu.mhlw.go.jp/ kensaku/T_K_kouza が必要です。どのような講座があるか は厚生労働省のホームページで検索で きます。

「一般教育訓練制度」では、情報処 理技術者資格や簿記検定など、働く人 の職業能力アップを支援する講座が中 心です。

一方「専門実践教育訓練」には、看 護師など業務独占資格やハイレベル なIT関連資格の取得を目的とするも ののほか、子育てなどで長期間仕事か ら遠ざかっている女性の復職を支援す るコースや、大学院で2~3年かけて MBA(経営学修士)を取得するコース などもあります。

専門実践教育訓練は、受講開始の 1ヵ月前までに手続きが必要です。

さらに制度が充実

専門実践型の教育訓練給付は、今後 さらに利用しやすくなります。

まず、対象講座が大幅に増える予定 で、ITなど就業者の増加が見込まれ る分野の講座の増設が予定されていま す。

また、利便性の向上をはかるため、 土日・夜間の講座や e- ラーニング講 座の増設も検討されています。

来年1月からは給付額や上限額の引

[※]改正により引き上げ予定

一般教育訓練の例
Microsoft Office Specialist
・Excel 表計算処理技能認定試験
• TOEIC
・簿記能力検定
・国家資格キャリアコンサルタント
・税理士
・社会保険労務士
専門実践教育訓練の例
・大学院 MBA プログラム
・法科大学院
・大学院 会計ファイナンス
・大学 女性のためのスマートキャリ
アプログラム

き上げもおこなわれる予定です(表参 照)。

* * * * *

専門実践型の教育訓練は、カリキュ ラムを修了するのに時間を要するも のもあり、仕事と両立するのは難しい かもしれません。しかし、最大で受講 料の6割の支給を受けることができま す。

いろいろな講座が対象になっている ことを知らない人も多いようです。

社員の自己啓発やスキルアップのた めにこれらの制度の利用を PR しては どうでしょうか。



社員の奨学金返済を支援して 人材確保につなげたい

奨学金の返還を支援して人材 確保につなげている会社があるというニュースを見ました。うちの 会社でも検討したいのですが、導 入にあたってどんな点に注意すれ ばよいでしょうか?

支援する金額はもちろん、毎月 支給するのか一時金なのか、対 象者の範囲はどうするのかといったこ とを検討する必要があります。社員の 定着が目的であっても「〇年以内に退 職した場合は返金を求める」といった 方法は違法となる可能性があります。

34歳以下の2人に1人が奨学金

大学進学が大衆化し学費が高止まり する一方で、親世代の収入は伸びず、家 計に重い負担がかかっています。調査^{**} によると34歳以下の2人に1人が学生 時代に奨学金を利用しており、借入総額 は平均313万円にのぼっています。 **奨学金に関するアンケート(労働者福祉中 央協議会)

奨学金返済のために、本来のやりた い仕事ではなく少しでも初任給の良い 仕事を選ぶ学生もいるといいます。

支援する企業のメリットは?

こうした中、奨学金を借りている学 生を対象に、入社後、奨学金の返済支 援として給与や賞与に一定額を上乗せ して支給する企業が近年みられるよう になってきました。

企業としてはユニークな制度として PRになるほか、新入社員の定着率アッ プを図れるなど有力な採用戦略となり ます。

右に実際の導入事例をいくつかご紹 介しています。

こんな点を検討しよう

こうした奨学金の返還支援制度を導 入するにあたっては、次のような事項 を検討しておく必要があるでしょう。

- □ 毎月支給なのか、一時金なのか
- □ 上限は?(期間、金額)
- □ 奨学金を返済中の人全員を対象と するのか、何か基準を設けるのか (試験や面接により人数限定、勤続 ○年以上の正社員など)
- □ 新卒入社のみ?中途採用は?既存 社員は?
- 奨学金返済にあてたことを証明す る書類の提出を求めるのか、返済 以外に流用した場合のペナルティ を設けるのか

「退職するなら返して」は違法

定着率アップが狙いの場合、返済支 援をしたのにすぐ辞めてしまっては困 るため、「〇年以内に退職した場合は 支援した額を返還してもらう」と定め ようと考える企業があるかもしれませ ん。しかし、これは問題があります。

労働基準法では、労働契約の不履行 について、違約金を定めたり損害賠償 を予定する契約を禁止しています。「〇 年以内に退職したら〇万円払ってもら う」といった契約を結べば労働者の退 職の自由を奪うことになり、不当な足 止め策として利用されるからです。

奨学金の返済支援として一定額を支 給しておきながら、退職するなら支給 した分を返せというのは、違法となる 可能性があります。

奨学金の返還支援制度の例

- 勤続5年と10年の社員に奨学金の未 返済分に対し最大100万円ずつ支給。
- 社内試験に合格した社員を対象に、 奨学金の月々の返済額を給与に上乗 せして支給。支給金額や年数に上限 はない。
- 論文による選考により10名のみ、最長6年間毎月給与に上乗せして支給。
 実返済額内で上限は1人100万円。
- 最長5年間、上限月1万円を支給
- 新卒入社後5年間、月々の返済相当額を給与に上乗せして支給。上限180万円。既存社員にも適用。



定着を狙って支給する場合は、事例 企業のように「勤続〇年以上の社員に 支給」という方法にした方が安全です。

ただし実際には、就職したばかりで 賃金が低いときこそ返済が苦しいとい う事情もあるため、「入社後〇年間だ け毎月支給」というように期限を設け て支給する例の方が多いようです。

自治体から補助が出るケースも

最近では、都道府県が若者の U ター ンや地元企業の人手不足解消を狙っ て、奨学金の返還支援をしているケー スもあります。

たとえば京都府では奨学金の返済支 援制度がある府内の中小企業を対象 に、社員の入社後6年間、企業の負担 額の半額を補助する制度がスタートし ています。富山県では、半額補助のほ か、応募学生と地元の支援企業の合同 交流会を開催するなど採用のチャンス が広がる仕組みを作っています。



学生には させてはいけない仕事がある

近年、「ブラックバイト」が問題と なっています。社会経験の少ない学生 には、決して好ましい労働環境ではあ りません。適正なアルバイトの活用を 考えていきましょう。

学生バイトには制限がある

学生アルバイトなど18歳未満の人 を働かせる場合、法律により多くの制 限が設けられています。体の発育過程 にある子供達には、健康面から大人以 上に気をつけなければならないことが あるからです。また、学業の妨げにな らないようにも配慮されています。

制限は年齢ごとに3段階になって います。主な制限内容を見ていきま しょう。

年齢確認は使用者の義務

まず、「13歳未満」は、映画の子役 など特別なものを除き、働かせること はできません。「15歳の3月31日ま で」の人については、労働基準監督署 の許可を得た場合に限り使用すること ができます。

「18歳未満」については、年齢証明 書類などを職場に備え付けなければな りません。

年齢については使用者に確認義務が あるため、誰が見ても明らかに成人で ある場合以外は、年齢を確認してから 使用する必要があります。

18歳未満は残業禁止

「18歳未満」については、原則とし て時間外、休日、深夜(22時~5時 まで)に労働させることはできません。 原則として、変形労働時間制により労 働させることもできません。

また、「重量物の取り扱いの業務」「有 害物・危険物を取り扱う業務」「キャ バレーなどの接客業務|など危険・有 害な業務で就業させることもできませ ho

トラブル事例 同級生は、深夜は法律上バイトで きないことになっていると言ってい ましたが、今度働くコンビニは人手 不足なので深夜に働いてほしいと言 います。時給も昼間より いいので働いてみようか と思うのですが…。

企業にアドバイス

労働基準法の禁止事項は、たとえ本 人が同意したとしても使用者の責任を 免れることができません。特にこれら については罰則も設けられています。 社会的な弱者への違法な扱いは、大 きく企業イメージを低下させます。学 生アルバイトは、あくまでも補助的労 働力として、大きな負担をかけないよ う心がけましょう。

・
く
労務ひとこと

法律が改正され、老齢年金の加 入期間(受給資格期間*)が25年 から10年に短縮さ れることになりまし た。 今までは、受給資 格期間が25年に満 たない場合、老齢年 金を1円も受け取ることはできませ が10年以上あれば年金を受給でき んでした。高齢の従業員を新たに雇

理だから社会保険に加入したくな

い」と言われて困った経験のある企 金保険料を納付できます(平成30 業も多いでしょう。

今回の改正により、このような期 間不足で無年金の人も受給資格期間 れ、9月分の年金(初回の支払いは

年金の受給資格期間が 25→10年に短縮

るようになります。未納が多く10 う時に「どうせ年金をもらうのは無年に満たないという場合でも、過去 5年分までならさかのぼって国民年

年9月までの時限措置)。

改正法は今年の8月から施行さ

10月)から適用さ

れます。

新たに受給資格を 得た人には通知が郵

送される予定です。

なお、初めて年金を

受給するときは、年金事務所に裁定 請求書を提出する必要があります。

※保険料納付済期間、保険料免除期間、合算 対象期間の合計期間をいいます。